

令和4年12月23日
京都市上下水道局
総務部契約会計課
技術監理室監理課

現場代理人の常駐義務の取扱い及び工事請負契約約款第7条に基づく通知について

工事における現場代理人の常駐義務については、令和4年3月22日付京都市上下水道局総務部契約会計課通知の内容により、取り扱っているところですが、このたび、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、同通知の2(1)(他の工事との兼任を行うための条件のうち工事請負金額の要件)及び工事請負契約約款第7条に基づく通知について、下記のとおり変更いたしますので、ご注意いただくようお願いいたします。

記

○ 変更内容

	変 更 前	変 更 後
現場代理人の常駐義務の取扱い	他の工事との兼任を行うための条件 「税込請負金額が <u>3,500万円</u> (建築一式工事については <u>7,000万円</u>)未満であること」	他の工事との兼任を行うための条件 「税込請負金額が <u>4,000万円</u> (建築一式工事については <u>8,000万円</u>)未満であること」
工事請負契約約款第7条に基づく通知	下請代金総額が <u>4,000万円</u> (建築一式工事は <u>6,000万円</u>)以上となる場合には、特定建設業許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。	下請代金総額が <u>4,500万円</u> (建築一式工事は <u>7,000万円</u>)以上となる場合には、特定建設業許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。

○ 変更様式

「下請負契約等の通知書・変更通知書」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000295987.html>

「現場代理人等通知書・変更通知書」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272500.html>

○ 実施時期

令和5年1月1日から実施します。

※ 令和4年12月31日以前に入札公告等を行った案件についても適用

以上